別記3

届出事項一覧

届出を要する事項 ＼ 提出書類			指定申請書	誓約書	変更届	廃止届	休止届	再開届	辞退届	添付書類
医療機関（病院、診療所、歯科、薬局）の指定関係の申請・届出については、東北厚生局山形事務所にお問い合わせください。										
新規申請	医療機関（訪問看護ステーション）	初めて指定を受ける場合	○	○						介護保険法の指令書（写）
新規申請	施術者	施術者（あん摩・マッサージ指圧師、はり・きゅう師、柔道整復師）が初めて指定を受ける場合	○	○						免許証（写）
既に指定を受けている場合	医療機関（訪問看護ステーション）	指定の更新（有効期間（6年）の到来）	○	○						介護保険法の指令書（写）
既に指定を受けている場合	医療機関（訪問看護ステーション）	(1)　移転したとき (2)　開設者が交代したとき ①　個人の交代（A氏⇒B氏） ②　個人⇔法人 ③　法人が別法人へ変更した場合 (3)　病院⇔診療所に変わった場合 ※一旦廃止し、新たに指定申請が必要	○	○		○				
既に指定を受けている場合	医療機関（訪問看護ステーション）	(1)　医療機関名の変更 (2)　移転 (3)　医療機関の住所が、住居表示変更・地番整理により変更になった場合 (4)　開設者名称変更 ①　代表者の変更 ②　法人名称の変更 (5)　法人の主たる事務所の所在地の変更 (6)　管理者の変更 ①　管理者の交代 ②　氏名の変更 ③　住所地の変更			○					
既に指定を受けている場合	施術者	施術所名称・施術者の氏名・住所地の変更（山形県内）			○					（氏名の変更の場合）同一人物であることが確認できる公的証明書
既に指定を受けている場合	施術者	施術者・施術所が山形県外へ移転した場合				○				
既に指定を受けている場合	(1)　天災その他の原因により指定医療機関等の建物又は設備の相当部分が滅失し、又は損壊したとき (2)　医療機関の開設者又は施術者が死亡した場合 (3)　医療機関の開設者又は施術者が業務を中止した場合					○				
既に指定を受けている場合	(1)　天災その他の原因により、医療機関の建物の一部分が損壊し、正常に医療を担当することができなくなったが、復旧する意思及び能力を有する場合 (2)　指定医療機関に勤務する医師等が死亡し、又は 辞職等をしたため、正常に医療を担当することができなくなったが、当該指定医療機関の開設者がこれを補充する意思及び能力を有する場合 (3)　開設者等が自己の意思により当該業務を休止したとき						○			
既に指定を受けている場合	業務を休止した医療機関又は施術者が業務を再開した場合							○		
既に指定を受けている場合	生活保護法等による指定のみを辞退する場合（業務は継続）								○	